

会 見 年 月 日	令和8年6月4日（木曜日）		
担 当 課	市民課戸籍係	（担当者名：近藤）	
問い合わせ先	TEL：0791-43-6819	（内線：2161）	FAX：0791-43-6891

マイナンバーカードの申請が郵便局でできるようになります！

1 趣 旨

市役所窓口に行かなくても、市内2か所の郵便局（赤穂元禄郵便局、有年郵便局）でマイナンバーカードの申請ができるようになります。

2 内 容

（1）郵便局でのマイナンバーカード申請サポートについて

- ア 実施開始日 令和8年6月15日（月）
- イ 実施場所 赤穂元禄郵便局 9：00～17：00
有年郵便局 9：00～17：00
- ウ 手続内容 カードの新規申請およびカードの更新（有効期限の3か月前から手続き可能）
※写真撮影は無料です。
- エ 持ち物 本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード等）
国等より送付されたQR付き個人番号カード交付申請書（なくても手続き可能です。）

※マイナンバーカードを申請すると1か月程度で住所地宛てに交付通知書が届くので、カードを受け取ってください。カードの受取についての詳細は、市ホームページで確認してください。



<https://www.city.ako.lg.jp/shimin/koseki/carduketori.html>

<注意事項>

- ・赤穂市に住民登録のある方が対象となります。
- ・国外転出者用のマイナンバーカードを持っている人は、対象外です。
- ・手続きを行えるのは、本人のみで、申請者の写真を持参し、代理人が申請することはできません。
- ・特急発行およびカードを直接自宅に郵送することはできません。